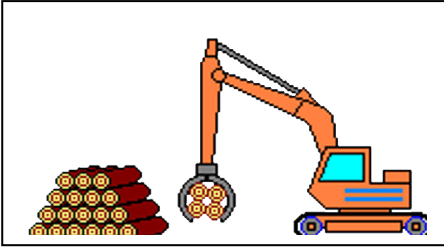


(安全衛生教育)

車両系木材伐出機械等の運転業務に係る安全衛生教育（再教育）のご案内



一般社団法人 北海道林業機械化協会
札幌市中央区北4条西5丁目1 林業会館4F
TEL 011-251-0708, FAX 011-251-0710

車両系木材伐出機械（伐木等機械・走行集材機械・簡易架線集材装置等）を使用して作業する時は労働安全衛生法で定めている「特別教育」を受けなければなりません。また当該教育を修了後、一定期間（概ね5年以上）経過した人については、安全衛生教育（再教育）を受けることが、安全対策の上からも望ましいとされています。

当協会では、安全衛生団体として、受講者が15人程度以上いましたら「出張講習」を行っております。ご一報をお待ちしております。

1 講習カリキュラム

伐木等機械の運転

科 目		範 囲	時 間
学 科	1 最近の伐木等機械の特徴	・伐木等機械の構造上の特徴	2 時間
	2 伐木等機械の運転と保守	・伐木等機械の運転上の留意事項 ・伐木等機械の点検・整備	1 時間
	3 災害事例及び関係法令	・災害事例とその防止対策 ・労働安全衛生法令のうち車両系木材伐出機械等に関する事項	2 時間
計			5 時間

走行集材機械の運転

科 目		範 囲	時 間
学 科	1 最近の走行集材機械の特徴	・走行集材機械の構造上の特徴	2 時間
	2 走行集材機械の運転と保守	・走行集材機械の運転上の留意事項 ・走行集材機械の点検・整備	1 時間
	3 災害事例及び関係法令	・災害事例とその防止対策 ・労働安全衛生法令のうち車両系木材伐出機械等に関する事項	2 時間
計			5 時間

簡易架線集材装置等の運転

科 目		範 囲	時 間
学 科	1 最近の簡易架線集材装置等の特徴	・簡易架線集材装置等の構造上の特徴 ・ワイヤーロープ等の種類と特徴	2 時間
	2 簡易架線集材装置等の運転と保守	・簡易架線集材装置等の運転上の留意事項 ・簡易架線集材装置等の点検・整備	1 時間
	3 災害事例及び関係法令	・災害事例とその防止対策 ・労働安全衛生法令のうち車両系木材伐出機械等に関する事項	2 時間
計			5 時間

※但し、複数種目を受講する場合につきましては、別途お問い合わせ願います。

2 受講申込みの手続き

受講申込書（別紙）に必要事項を記入し、次の書類等を添えて、当協会に送付してください。

- (1) 特別教育修了証の「写」（顔写真等が判明できるようにお願いします。）
- (2) 写 真：顔写真（縦 3.0 cm×横 2.5 cm）1 枚（裏面に氏名を記入）※複数科目受講の場合も1 枚で可
- (3) 受講料（税込み）：1 種目受講 11,000 円 2 種目受講 15,000 円 3 種目受講 18,000 円
※テキスト代は別途 3,600 円（税込み 全科目共通）がかかります。

3 受講時に持参するもの 学科講習時には、筆記用具（鉛筆、蛍光ペン）等を持参してください。

4 修了証の交付 安全教育を修了された人に、当協会から「再教育修了証」を交付します。